

**介護予防・日常生活支援
総合事業説明会
(訪問サービス・通所サービス)**

H30.11.21 (水)

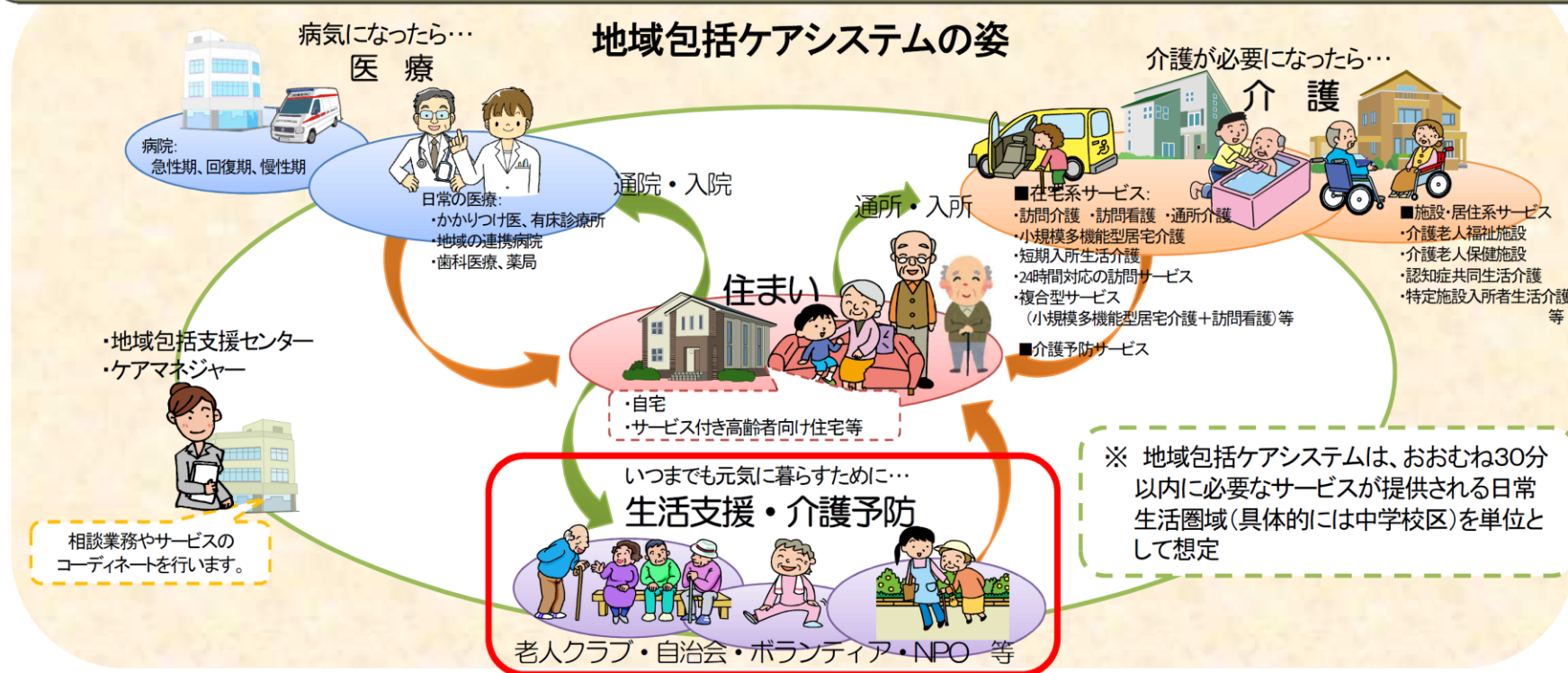
本日の内容

1. 総合事業の概要
2. 総合事業のサービス内容
3. 総合事業の事業所指定
4. 総合事業の報酬請求
5. さくら市生活支援サポーター
6. その他

1. 総合事業の概要

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

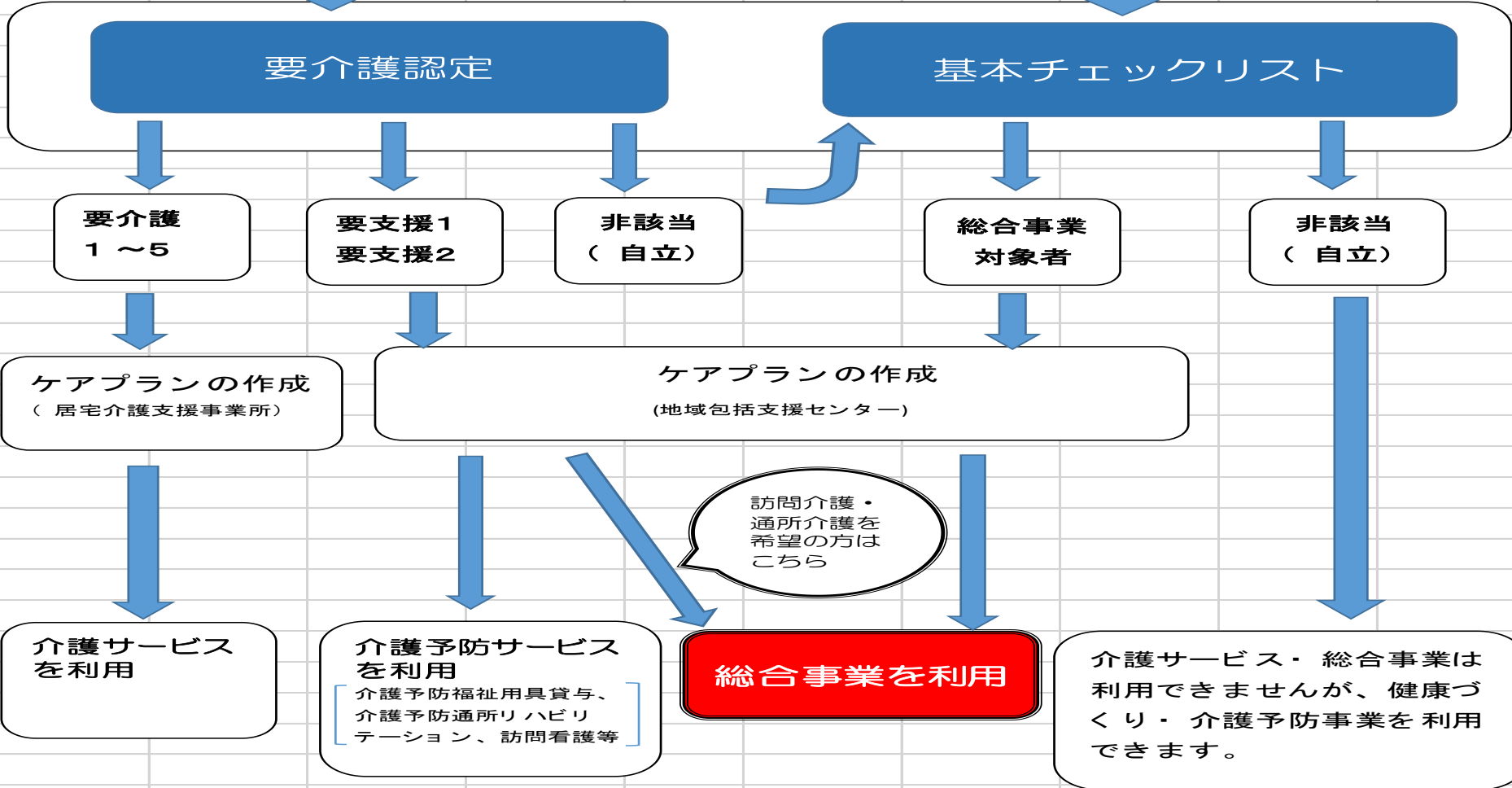


総合事業を利用できる方

- ◆要支援1・2の方
- ◆基本チェックリストの結果により生活機能の低下が確認された方

- ①新規でサービスを利用する方
- ②要介護・要支援認定の更新を迎えた方のうち右枠の対象にならない方
- ③第2号被保険者(40~64歳)

更新時に要支援1・2で介護予防訪問介護、介護予防通所介護のみを利用して、今後も同様のサービスを希望する方
※対象は制度改正前の要支援者に相当する方



2. 総合事業のサービス内容

介護予防・生活支援サービス事業

サービス種別	サービス内容		対 象
介護予防訪問介護相当サービス	従来相当型サービス	身体介護や生活援助	要支援2
介護予防通所介護相当サービス		運動、生活機能向上のための機能訓練	要支援2
訪問型サービスA	市独自基準の 緩和型サービス	掃除・調理等の生活援助のみ	事業対象者 要支援1 (要支援2)
通所型サービスA		サービス提供4時間程度 運動、レクリエーション等のサービス (入浴は除く)	事業対象者 要支援1 (要支援2)
短期集中型通所サービス	専門職による短期集中サービス(運動・口腔・栄養)		要支援1・2 事業対象者
介護予防ケアマネジメント	ケアプラン作成等		要支援1・2 事業対象者

訪問型サービス

	介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
提供する人	介護福祉士、ヘルパー有資格者	介護福祉士、ヘルパー有資格者 さくら市生活支援サポーター
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	掃除・調理などの生活援助のみ
提供時間	ケアマネジメントに基づく時間	同左
利用者負担	1割負担 (一定以上の所得者は2割又は3割負担)	同左
対象にならないサービス	本人以外のためにすることや日常生活上の家事の範囲を超えることは対象外。本人以外の家族のための家事、模様替え、草むしり、花木の手入れ、来客の対応、ペットの世話、大掃除や家屋の修理等日常的な家事の範囲を超えるもの 等	

通所型サービス

	介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA
介護職員数	利用者15人まで専従1名、15人を超える場合には、利用1人につき専従0.2人以上	利用者15人まで専従1名、15人を超える場合には、利用1人につき0.1人以上
サービス内容	現行の介護予防通所介護と同様のサービス	運動、レクリエーション等サービス (入浴は除く)
提供時間	ケアマネジメントに基づく時間	4時間程度
利用者負担	1割負担 (一定以上の所得者は2割又は3割負担)	同左
備考	通所型サービスAは、介護予防通所介護相当サービスと一体的に運営可能 「一体的に運営する」とは、同じ事業所の場所で、同じ時間帯に運営すること。	

利用者の移行例

経過措置終了

サービス提供月	30年度		31年度												32年度	
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
<p>(例1) 認定有効期間： H30.4.1～H31.3.31 事業対象者または要支援1・2で従来相当サービスを利用 H31.4.1から要支援1又は事業対象者</p>																
			<p>従来相当 → H31.4.1 からサービスA</p>													
<p>(例2) 認定有効期間： H30.10.1～H31.9.30 H31.9.30まで事業対象者または要支援1・2で従来相当サービスを利用 H31.10.1から要支援1又は事業対象者</p>																
			<p>H31.9.30までは従来相当サービス</p> <p>H31.10.1 からサービスA</p>													
<p>(例3) 認定有効期間： H31.5.1～H32.4.30から要支援1・2又は事業対象者 H31.5.1からサービス利用開始</p>																
			<p>H31.5.1からサービスA</p>													

3. 総合事業の事業所指定

訪問型サービス

訪問型サービスの基準①

(人員)

介護予防訪問介護相当サービス

訪問型サービスA

○管理者 ・専従1人
※支障がなければ、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能

○管理者 ・専従1人
※支障がなければ、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能

○サービス提供責任者
・すべての利用者の合計が40人ごとに1人
(常勤専従1人以上)
・介護福祉士、介護職員実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級、看護師、准看護師、保健師のいずれかの資格取得者

○訪問事業責任者
・従事者のうち必要数
・資格要件：従事者と同じ

○訪問介護員
・常勤換算方法で2.5以上
・資格要件：従来の介護予防訪問介護

○従事者（ヘルパー資格がなくても、市が実施する研修修了者が従事可）
・必要数

訪問型サービスの基準② (運営)

介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
○サービス提供時間 ・ケアプラン、訪問介護計画に位置付けられた時間	○サービス提供時間 ・30分以上1時間未満
○運営 従来の介護予防訪問介護に相当するサービスと同様	同左

訪問型サービスの基準③(利用者負担等)

介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
○利用者負担 1割負担 (一定以上の所得者は2割又は3割負担)	同左
○限度額管理 ・支給限度額管理の対象	同左
○給付費支払 ・給付費の審査・支払は国保連	同左

訪問型サービスの基準④ (単価)

介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
<p>○単価 (月額包括報酬)</p> <p>介護予防型訪問サービス (Ⅰ) 1,168単位/月 ※週1回程度利用</p> <p>介護予防型訪問サービス (Ⅱ) 2,335単位/月 ※週2回程度利用</p> <p>介護予防型訪問サービス (Ⅲ) 3,704単位/月 ※ (Ⅱ) を超える回数利用 ※ (Ⅲ) は要支援2のみ利用可</p>	<p>○単価 (月額包括報酬)</p> <p>訪問型サービスA (Ⅰ) 1,051単位/月 ※週1回程度利用</p> <p>訪問型サービスA (Ⅱ) 2,102単位/月 ※週2回程度利用</p> <p>訪問型サービスA (Ⅲ) 3,333単位/月 ※ (Ⅱ) を超える回数利用 ※ (Ⅲ) はケアマネジメントで利用が必要と認められた事業対象者又は要支援2のみ利用可</p>
<p>○加算減算</p> <p>従来の介護予防訪問介護に相当するサービスと同様の基準・単位数で算定する。</p>	<p>同左</p>
<p>○1単位当たり単価</p> <p>7級地 (1単位=10.21円)</p>	<p>同左</p>

訪問介護又は介護予防訪問介護相当サービスと、訪問型サービスAを一体的に行う場合①

- 設備等について、一体的に事業を行なう場合、同じスペースに事業所を置くことは可能。
- 人員について、指定訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスAを同一事業所において一体的に運営する場合、サービスごとに指定を受ける必要があるため、それぞれにおいて常勤換算等の基準を満たす必要があります。

訪問介護又は介護予防訪問介護相当サービスと、訪問型サービスAを一体的に行う場合②

1. サービス提供責任者（訪問介護又は介護予防訪問介護相当サービス）
 - ・ サービス提供責任者の必要数の算定に当たっては、基準となる利用者数について、訪問介護、介護予防訪問介護相当サービスの利用者数を合計して計算する。
2. 訪問事業責任者（訪問型サービスA）
 - ・ 訪問事業責任者は従事者のうち必要数

通所型サービス

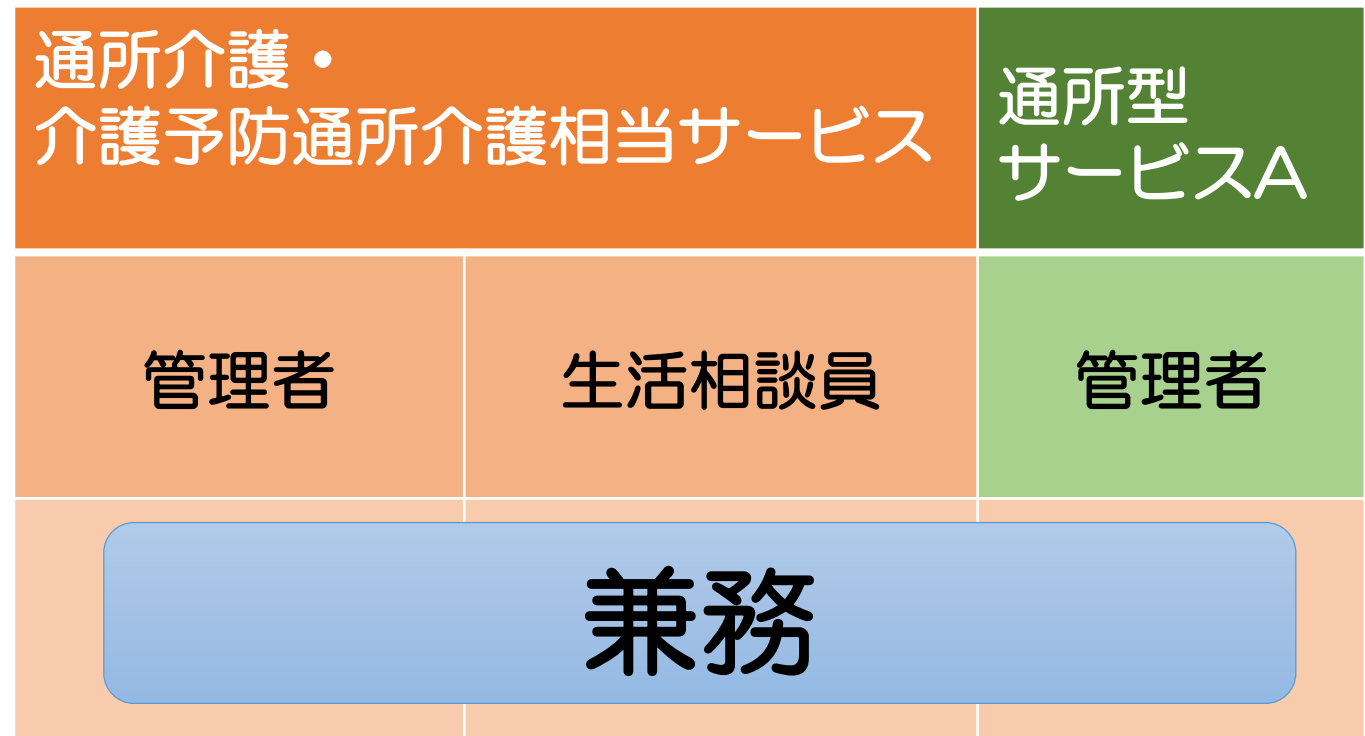
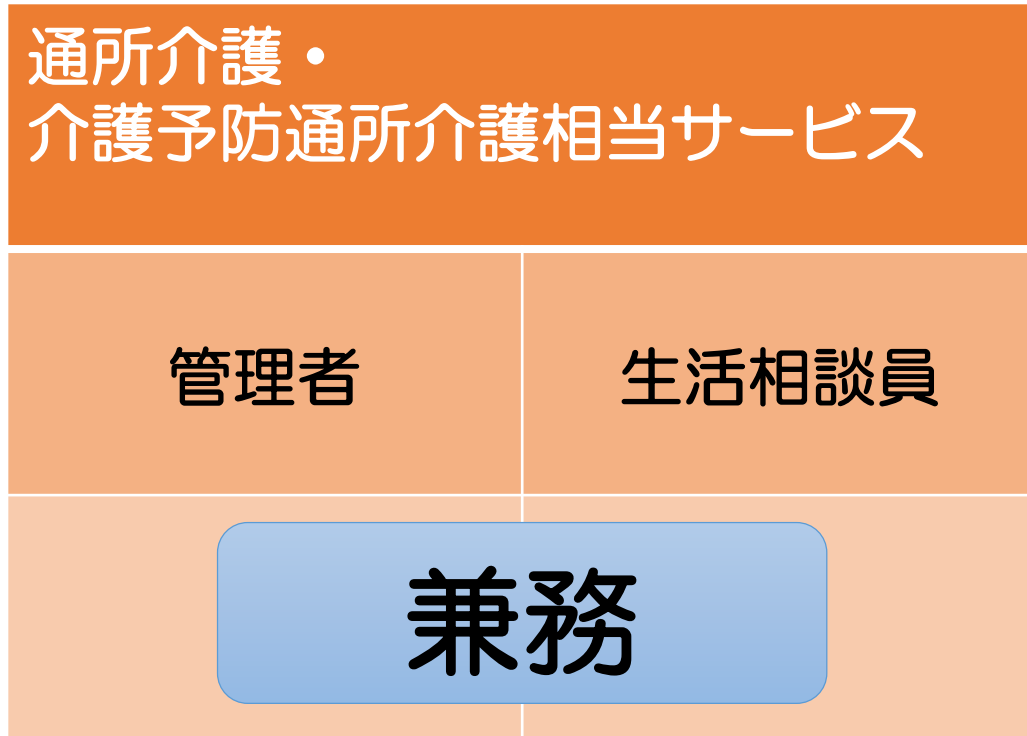
通所型サービスの基準① (人員)

介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA
<p>○管理者 ・常勤専従1人 ※支障がなければ、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p>	<p>○管理者 ・専従1人 ※支障がなければ、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p>
<p>○生活相談員 ・専従1人以上</p>	<p>不要</p>
<p>○看護職員 ・1人以上 (定員10人以下の場合には置かないことができる)</p>	<p>○看護職員 ・1人以上 ただし、同一法人が運営する通所介護事業所と適切な連携を図っている場合は配置不要。また、利用定員が10名以下の場合、従業員を1名以上配置することで看護職員の配置は不要。</p>
<p>○介護職員 ・15人まで専従1名。15人を超える場合は、15人を超える部分は利用者1人に0.2以上 ※生活相談員又は介護職員のうち1人は常勤職員</p>	<p>○従事者 ・15人まで専従1名。15人を超える場合は、利用者1人につき0.1以上 (常勤要件なし)</p>
<p>○機能訓練指導員 1以上 (兼務可)</p>	<p>不要</p>

(参考例)

通所介護又は介護予防通所介護相当サービスと通所型サービスAを一体的に行う場合

- ・ 管理者の兼務について



通所型サービスの基準②

(設備・運営)

介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA
<p>○設備</p> <ul style="list-style-type: none">・ 食堂、機能訓練室 利用者1人当たり3㎡以上・ 静養室、相談室、事務室、消火・防災設備、その他必要な設備、備品	<p>○設備</p> <ul style="list-style-type: none">・ サービス提供に必要な場所 利用者1人当たり3㎡以上・ その他必要な設備、備品（消防法等で必要な設備は必須）
<p>○サービス提供時間</p> <ul style="list-style-type: none">・ 従来通り	<p>○サービス提供時間</p> <ul style="list-style-type: none">・ 4時間程度
<p>○運営</p> <p>従来の介護予防通所介護に相当するサービスと同様</p>	<p>同左</p>

通所型サービスの基準③(利用者負担等)

介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA
○利用者負担 1割負担 (一定以上の所得者は2割又は3割負担)	同左
○限度額管理 ・支給限度額管理の対象	同左
○給付費支払 ・給付費の審査・支払は国保連	同左

通所型サービスの基準④ (単価)

介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA
<p>○単価 (月額包括報酬) 要支援2 3,377単位/月 ※週2回程度利用</p>	<p>○単価 (月額包括報酬) 事業対象者・要支援1 1,482単位/月 ※週1回程度利用 事業対象者・要支援2 3,039単位/月 ※週2回程度利用</p>
<p>○加算減算 従来の介護予防通所介護に相当するサービスと同様の基準・単位数で算定する。</p>	<p>同左</p>
<p>○1単位当たり単価 7級地 (1単位=10.14円)</p>	<p>同左</p>

通所介護又は介護予防通所介護相当サービス と通所型サービスAを一体的に行う場合①

- 一体的に事業を行なうことは可能であり、必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム内容を区分する等要介護者の処遇に影響がないよう配慮すること。
- 通所型サービスAを一体的に運営する場合は、それぞれ定員を設定する。
例) ①通所介護（介護予防通所介護相当サービス） 15名
②通所型サービスA 5名

※通所介護が18人以下の場合、地域密着型の指定が必要

通所介護又は介護予防通所介護相当サービスと通所型サービスAを一体的に行う場合②

・人員配置について

○定員30人の通所介護事業所が、通所型サービスAを実施する場合の必要人員について

①定員	現行相当28人	基準緩和2人	計30人
	↓	↓	
介護職員	3.6人	1人	計4.6人

②定員	現行相当25人	基準緩和5人	計30人
	↓	↓	
介護職員	3人	1人	計4人

③定員	現行相当20人	基準緩和10人	計30人
	↓	↓	
介護職員	2人	1人	計3人

④定員	現行相当15人	基準緩和15人	計30人
	↓	↓	
介護職員	1人	1人	計2人

(参考例)

通所介護と介護予防通所介護相当サービスを一体的に行う場合

①通所介護の利用者20人
介護予防通所介護相当サービス利用者7人] の場合

➡ 27人

◆15人まで1人、以降 $0.2 * 12$ 人
 $= 1 + 2.4 = 3.4$

➡ 介護職員4人以上

(参考例)

介護予防通所介護相当サービス（通所介護）と 通所型サービスAを一体的に行う場合

①介護予防通所介護相当サービス（通所介護）利用者20人
通所型サービスA利用者7人 } の場合

◆介護予防通所介護相当サービス（通所介護）：
15人まで1人、以降15人超は 0.2×5 人毎に1人以上
通所型サービスA： 15人まで1人

➡ $(1 + 1) + 1 = 3$ 介護職員3人以上

指定のスケジュール①

- 平成31年4月より改正に伴うサービスA指定申請の受付は平成30年12月3日から開始
- サービスAについて、平成31年1月15日までに申請があった事業所は、2月初旬にさくら市ホームページで総合事業指定事業所一覧を公表予定。
- 書類に不備がある場合や必要書類が不足している場合は受付ができないので、提出期限に余裕をもって申請すること。

指定のスケジュール②

- 原則として指定日の前月の15日までに申請書を提出する。

※初回の申請については事業の指定状況により事業所を変更する利用者が生じる可能性があるため、事前に指定状況の把握及び、関係事業所等への情報提供を行う必要があることから、本来の指定申請書提出時期とは異なった時期を設定しています。

初回申請期間：平成30年12月3日（月）～平成31年1月15日（月）
指定日：平成31年4月1日（月）

サービス内容の住民周知について

周知方法	期日
広報さくらに4月以降の利用について掲載	平成31年2月号
平成31年3月末日以降に有効期間が終了する要支援、事業対象者の方に個別通知	有効期間が終了する 2か月前

4. 総合事業の報酬請求

総合事業における報酬の請求①

○現在実施されている介護予防訪問介護相当サービス及び、介護予防通所介護相当サービスと同様に費用の1割（2割又は3割）を利用者から徴収し、報酬分を国保連経由により請求する。

○ただし、請求コードは総合事業専用のものが用意される。具体的な請求コードは平成31年3月にホームページに掲載する。

○介護予防サービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費については、国保連経由で変わらない。

総合事業における報酬の請求②

- 短期集中型サービスの介護予防ケアマネジメントについては、国保連に請求。
- 利用料については、利用者が直接市に支払いになる。

利用者負担等

○利用者負担

介護給付の利用者負担割合（原則1割、一定以上所得者は2割又は3割）と同じ。
また、給付における利用者負担額の軽減制度に相当する高額介護（介護予防）サービス費相当事業等を実施する。

○利用限度額

指定事業所のサービスを利用する場合にのみ、給付管理を行う。

要支援認定を受けた方が総合事業を利用する場合には、現在適用されている予防給付の利用制限額の範囲内で給付と総合事業を一体的に給付管理する。

利用限度額については要支援1及び要支援2の方については従来の利用限度額と同額。
また、基本チェックリストにより事業対象者と判断された方については、予防給付の要支援1の利用限度額と同じとする。

■要支援1・事業対象者： 5,003単位

■要支援2： 10,473単位

5. さくら市生活支援センター

さくら市生活支援サポーターについて①

- 総合事業実施に伴い、サービスAに従事する生活支援サポーターを養成する研修を市で実施。

- 研修修了者
平成29年度 12人
平成30年度 第1クール 5人
第2クール H31.2月に実施予定

平成31年度の養成講座については、2クール実施予定。

さくら市生活支援サポーターについて②

○生活支援サポーター活用に当たっての留意点

- 賃金や報酬の有無、業務に従事する時間、その他従事するにあたって決定すべき事項については、事業所と生活支援サポーターとの合意によるものであること。
- 生活支援サポーターは市が実施する養成研修において現場実習を行ってはいるが、実習時間が短いため、実際の業務に従事するにあたっては現場実習が不十分である可能性があることに留意し、必要に応じて現場での研修等を実施すること。
- 初回業務時は、前任者等との引き継ぎに配慮すること。

さくら市生活支援サポーターについて③

・生活支援サポーターの活用までの流れ

①生活支援サポーターのなかで、総合事業のサービスAの業務に従事することを希望する方は、市に申込書を提出する。

②市は生活支援サポーターの活用を希望する事業所の確認を実施、希望事業所の連絡先等を記した一覧表を作成し、申込書の提出のあったサポーターに一覧表を配布する。

③サポーターは②で受け取った一覧表から、業務に従事することを希望する事業所に直接問い合わせ等を行う。

④③で問合せのあった事業所はサポーターと直接やり取りを行い、活用の可否を決定する。

6. その他

ご質問について

- 別紙質問票を記入してFAXで送付するか、メールで送付してください。

さくら市保険高齢課 介護保険係

FAX 028-682-1305

E-MAIL hokenkourei@city.tochigi-sakura.lg.jp